

様式第5号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書																																									
契約の相手方及び住所	三重県四日市市諏訪町3番16号 株式会社森本組 三重営業所 所長 佐々木啓文																																								
工 事 名	岩崎架道橋下配水管布設替工事																																								
工 事 場 所	鳥羽市 鳥羽一丁目 地内																																								
工 事 種 別	水道工事																																								
変更工事概要	<table border="0"> <tr><td>施工延長</td><td>L=81.5m</td></tr> <tr><td>DIP-NS φ600布設工</td><td>L=27.8m</td></tr> <tr><td>DIP-NS φ500布設工</td><td>L=50.1m</td></tr> <tr><td>DIP-NS φ400布設工</td><td>L=1.1m</td></tr> <tr><td>DIP-GX φ300布設工</td><td>L=2.5m</td></tr> <tr><td>DIP-GX φ200布設工</td><td>L=0m</td></tr> <tr><td>不断水分岐工 φ600×φ600</td><td>N=1.0箇所</td></tr> <tr><td>弁体離脱バタフライ弁設置工 φ600</td><td>N=1.0箇所</td></tr> <tr><td>不断水簡易仕切弁設置工 φ600</td><td>N=1.0箇所</td></tr> <tr><td>バタフライ弁設置工 φ600</td><td>N=1.0箇所</td></tr> <tr><td>不断水分岐工 φ500×φ500</td><td>N=2.0箇所</td></tr> <tr><td>ソフトシール仕切弁設置工 φ500</td><td>N=2.0箇所</td></tr> <tr><td>不断水簡易仕切弁設置工 φ500</td><td>N=1.0箇所</td></tr> <tr><td>両受ソフトシール仕切弁設置工 φ300</td><td>N=1.0箇所</td></tr> <tr><td>急速空気弁設置工 φ75</td><td>N=1.0箇所</td></tr> <tr><td>排泥管設置工 φ200</td><td>N=1.0箇所</td></tr> <tr><td>管路土工</td><td>N=1.0箇所</td></tr> <tr><td>本復旧工</td><td>N=1.0式</td></tr> <tr><td>仮設工</td><td>N=1.0式</td></tr> <tr><td>中央分離帯撤去復旧工</td><td>N=1.0式</td></tr> </table>	施工延長	L=81.5m	DIP-NS φ600布設工	L=27.8m	DIP-NS φ500布設工	L=50.1m	DIP-NS φ400布設工	L=1.1m	DIP-GX φ300布設工	L=2.5m	DIP-GX φ200布設工	L=0m	不断水分岐工 φ600×φ600	N=1.0箇所	弁体離脱バタフライ弁設置工 φ600	N=1.0箇所	不断水簡易仕切弁設置工 φ600	N=1.0箇所	バタフライ弁設置工 φ600	N=1.0箇所	不断水分岐工 φ500×φ500	N=2.0箇所	ソフトシール仕切弁設置工 φ500	N=2.0箇所	不断水簡易仕切弁設置工 φ500	N=1.0箇所	両受ソフトシール仕切弁設置工 φ300	N=1.0箇所	急速空気弁設置工 φ75	N=1.0箇所	排泥管設置工 φ200	N=1.0箇所	管路土工	N=1.0箇所	本復旧工	N=1.0式	仮設工	N=1.0式	中央分離帯撤去復旧工	N=1.0式
施工延長	L=81.5m																																								
DIP-NS φ600布設工	L=27.8m																																								
DIP-NS φ500布設工	L=50.1m																																								
DIP-NS φ400布設工	L=1.1m																																								
DIP-GX φ300布設工	L=2.5m																																								
DIP-GX φ200布設工	L=0m																																								
不断水分岐工 φ600×φ600	N=1.0箇所																																								
弁体離脱バタフライ弁設置工 φ600	N=1.0箇所																																								
不断水簡易仕切弁設置工 φ600	N=1.0箇所																																								
バタフライ弁設置工 φ600	N=1.0箇所																																								
不断水分岐工 φ500×φ500	N=2.0箇所																																								
ソフトシール仕切弁設置工 φ500	N=2.0箇所																																								
不断水簡易仕切弁設置工 φ500	N=1.0箇所																																								
両受ソフトシール仕切弁設置工 φ300	N=1.0箇所																																								
急速空気弁設置工 φ75	N=1.0箇所																																								
排泥管設置工 φ200	N=1.0箇所																																								
管路土工	N=1.0箇所																																								
本復旧工	N=1.0式																																								
仮設工	N=1.0式																																								
中央分離帯撤去復旧工	N=1.0式																																								
当初契約年月日	令和7年3月19日																																								
変更契約年月日	令和7年11月17日（第1回） 令和8年3月13日（第2回）																																								
当初工事期間	令和7年3月19日～令和8年1月24日																																								
変更後工事期間	令和7年3月19日～令和8年3月27日（62日間延長）（第1回） 令和7年3月19日～令和8年3月27日（元期限通り）（第2回）																																								
当初契約金額	205,810,000円（税込み）																																								
変 更 金 額	34,586,200円（税込み）（第1回） 16,195,300円（税込み）（第2回）																																								
変更後の契約金額	240,396,200円（税込み）（第1回） 256,591,500円（税込み）（第2回）																																								
変更契約理由	<p>当初設計に基づき、工事施工中のところで下記理由により変更するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管路布設箇所を掘削時にコンクリート塊が埋設されており、管路布設の支障となることが判明したため、このコンクリート塊を撤去することとした。しかし、施工中における湧水や掘削面の崩れ等の影響により想定以上の時間を要し、工期内の完成ができないことから、DIP-NS φ600L=29.788m(管実長30.075m)、およびDIP-NS φ200L=3.020m(管実長4.884m)の施工を変更減とする。</li> <li>2. 夜間工事に伴い、アスファルト殻、コンクリート殻を直接中間処分場に搬出することができないため、一時仮置きするための費用を変更増とする。</li> <li>3. 受注者と協議の結果、アスファルト、コンクリートを夜間に調達するにあたり、プラントを本工事のために稼働させるための費用が別途必要であることが判明したため、この費用を変更増とする。</li> <li>4. 既設埋設物(配水管、水道管等)について、DIP-NS φ600の施工への影響を予め確認することとし、試掘調査に要する費用を変更増とする。また、試掘による確認結果に伴う管材割付の見直しに要する費用を変更する。</li> <li>5. 一般国道42号について本復旧することとしていたが、上記「1」とおり、DIP-NS φ600の一部を後発工事で布設することとしたため、国道42号の舗装(表層)、中央分離帯について通行に支障が生じないよう仮復旧を行うこととする。</li> <li>6. 国道における交通誘導員の配置人数について、警察署との協議に基づき変更する。また、水替えについて、施工実績に基づき設置日数等を清算変更する。</li> <li>7. 本工事は、近鉄軌道下において施工することから、近鉄との事前協議に基づき、「近鉄が認定した元請現場監督者の資格を有する社員が所属する業者（以下、近鉄認定業者という）」において指名競争入札を行い契約に至ったものである。</li> </ol> <p>最終的な契約金額は設計変更要領第4条に記載の2000万円を超える増額変更となる。2000万円の超過分を別工事として分離発注する場合、近鉄との再協議や、契約手続き等に相当の時間を要し、管路整備の効用発揮が遅れることに加え、市民生活や観光業への影響も長引くこととなる。また、分離した工事規模が小さくなり諸経費率が上がることで一体的に施工した場合と比べ工事費が高くなる。</p> <p>工事影響期間、費用の面からも、分離発注せず一体的に工事を行う方が有利となるため、同要領第5条第2項に基づき、分離して施工することが困難とし設計変更にて対応することとする。</p> <p>尚、その他諸数量の移動については、上記理由によるものである。</p>																																								